

# 至学館大学自己点検・評価報告書（2014-2018）

本学における自己点検・評価の目的は、「教育理念・目標の適切性と、それに基づく教育・研究活動等の実践状況とその成果についての評価と検証を行い、高等教育機関としての質を保証する」とともに、日々の改善・向上への取り組み状況を広く社会に公表していくことである。

本報告書は、本学が大学基準協会において第2期の認証評価を受審（2014（H26）年度）した際に、大学評価委員会から受けた指摘事項や総評（意見）に対する改善状況及び本学におけるその他の改善状況等について、外部有識者を加えた自己啓発委員会での意見を踏まえてまとめたものである。

2019(令和元)年7月

至学館大学 自己啓発委員会

## 目 次

	ページ
I. 第2期認証評価結果における指摘事項	2
1. 努力課題	2
2. 改善勧告	4
II. 第2期認証評価結果における総評（意見）への対応と 本学におけるその他の改善状況	5
基準 1 理念・目的	5
基準 2 教育研究組織	6
基準 3 教員・教員組織	7
基準 4 教育内容・方法・成果	8
(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	8
(2) 教育課程、教育内容	8
(3) 教育方法	9
(4) 成果	10
基準 5 学生の受け入れ	11
基準 6 学生支援	13
基準 7 教育研究等環境	15
基準 8 社会連携・社会貢献	18
基準 9 管理運営・財務	19
(1) 管理運営	19
(2) 財務	20
基準 10 内部質保証	22
<資料>	23

## I. 第2期認証評価結果における指摘事項

### 1. 努力課題について

#### 【基準4 教育内容・方法・成果 (3)教育方法】

『1年間に履修登録できる単位数の上限が健康科学部健康スポーツ科学科で50単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。』

#### 改善状況

自己啓発委員会は、平成26年12月19日に受領した大学評価（認証評価）結果（委員会案）の段階ですでに指摘されていた上記の努力課題について運営協議会で調整したのち、平成27年1月21日開催の教授会においてその内容を説明した。その後、学長は、健康科学部健康スポーツ科学科に対して、1年間に履修登録できる単位数の上限について単位制度の趣旨にも照らしながら再検討するように指示した。

健康スポーツ科学科の教育課程は、学部・学科の教育目標と学位授与方針を具現化するために必要な授業科目を、講義、演習、実験、実習及び実技科目に分け、順次性をもって体系的に配置しているが、そのほかに、実際に入学してくる学生のニーズに応えるため、いくつかの資格取得課程を開設している。その中でも、特にニーズの高いのは、中・高校の保健体育の教員免許と健康運動指導士資格取得のための2つの課程で、平成26年度の教職課程履修登録者（1年次）は、在籍者数154人中136人（88.3%）で、健康運動指導士資格取得希望者（2年次）は、在籍者数148人中140人（94.6%）であった。したがって、これらの資格取得関連科目の履修を可能にすることが、本学、健康スポーツ科学科に入学してくる学生への要望に応えることでもある。

そういった中、健康スポーツ科学科の教育課程は、卒業必修科目や上記のような資格取得関連科目が特に2年次に集中しており、現代教養科目や専門教育科目における幅広い知識と教養を身につけさせるためには、1年間に履修登録できる単位数の上限としては、やはり平成22年度に設定したように50単位程度が必要であるという結論に達した（ちなみに、上限単位設定前の平成22年度は、最大で77単位の履修登録者があった）。

以上のような状況のもと、予習・復習のために必要な時間を確保するという単位制度の趣旨と、一方では学生のニーズに応えるという学科の特殊性を考慮すると、両者を実現することは極めて難しい状況にある。

そこで、健康スポーツ科学科では、基準協会から示された努力課題を尊重し、履修登録できる単位数の上限を49単位（50単位未満）とする改善案を提出し、学生の予習・復習のための時間確保については、履修指導によって行うこととした。

この改善案は、平成27年3月3日に開催された教務委員会において検討され、さらに平成27年3月4日に開催された教授会において審議・承認されたのち、「至学館大学教学に関する規程」に定めて平成27年4月1日から施行されている。また、同時に学生に配付する「教学の手引き」にも記載して、その内容は年度当初に実施するオリエンテーションで周知・徹底を図っている。

#### 【基準5 学生の受け入れ】

『編入学定員に対する編入学生数比率について、健康科学部こども健康・教育学科が0.10と低

いので、改善が望まれる。』

### 改善状況

この間、指定短大の見直しや本学に併設の短期大学部学生へのガイダンス等、募集活動を徹底してきたが、あまり効果は見られなかった。しかし、少数ではあるがこども健康・教育学科への編入学希望者がいることは事実であった。

これに対して、自己啓発委員会では、「編入学生数の定員減を行って適正化を図る必要がある」という指針をまとめた。そこで学長は、この件についてすでに任命してあったワーキンググループ（教学担当理事、健康科学部長、教務委員長、経営管理局长、入試・広報課長からなる）に対して具体的な改善・改革案を運営協議会に提案するように要請した。

その結果、ワーキンググループからは、少数ではあるが本学こども健康・教育学科への編入学希望者の要望を受け入れながら、且つ、恒常的な定員割れを是正するためには、「こども健康・教育学科3年次への編入学定員を15人から5人に減らして適正化を図る」という改善・改革案が提案された。運営協議会ではこれを原案通り承認し、学長はこれを教授会及び理事会に提案した。

その後、教授会（平成27年5月20日開催）で原案通り承認（資料I-1-1）されたのち、理事会（平成27年5月22日開催）で最終的に審議・決定（資料I-1-2）され、文部科学省に対して、平成28年度からこども健康・教育学科の編入学定員<3年次>を15人から5人に定員減するという学則変更を行った（平成27年8月31日付けで受理）。

その結果、学則変更後（平成28年度～30年度）の編入学定員に対する編入学生数比率は0.60～0.80となり、また、収容定員に対する在籍学生数比率も0.40～0.80となり（資料I-1-3）、かなり改善はみられたが、今後、学生募集活動等の面でさらに改善・努力が必要であるものと考えている。

### 【基準6 学生支援】

『セクシュアル・ハラスメントの防止については「学生相談室リーフレット」を作成し周知を図っているが、それ以外のハラスメントの防止については定められておらず、学生および教職員への対応が不十分であるので、改善が望まれる。』

### 改善状況

本学では、上記課題を学園全体として改善するために、平成27年1月30日に開催された理事会において「学校法人至学館 就業規則」の一部改正（第22条第3項、ハラスメントに関する事項）とともに、「学校法人至学館 ハラスメント防止等に関する規程」の制定について審議・決定し、平成27年4月1日付けで施行した（同時に本学HPにも掲載）。

これまでの「学校法人至学館のハラスメント防止等に関する規程」では、セクシュアル・ハラスメントに限定しており、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント等のハラスメントが規定されていなかったことから、これらの各種ハラスメントについても新たに規定化する全面的な改正を行った（資料I-1-4）。また、就業規則においても、第22条第3項にセクシュアル・ハラスメント

に関する規定のみであったことから、これらの全面改正に伴い関係条文についての一部改正も行った（資料 I-1-5）。

なお、「学校法人至学館ハラスメント防止等に関する規程」の施行に先がけ、本学のハラスメント防止・対策委員会が中心になって平成 27 年 2 月 10 日に学園の顧問弁護士を招聘し、全教職員を対象とした「ハラスメント防止等に関する講習会」を開催し、周知・徹底を図った。

さらに、同規程の制定に伴い、規程に則した規範（ルール及びマナー）や、目指すべき目標などを明文化し、学生の快適な就学環境や教職員の就労環境を築き維持するための「学校法人至学館ハラスメントの防止等に関するガイドライン」（資料 I-1-6）と、ハラスメント防止、予防、解決に向けた学生配付用リーフレットとして「STOP Campus Harassment」（資料 I-1-7）を作成し、平成 27 年 5 月 20 日の教授会で報告して周知するとともに、同年 6 月には全学生に学生配付用の「STOP Campus Harassment」を配付して（平成 28 年度以降は新入生のみ配付）周知・徹底を図っている。その後も毎年新入生に対しては、授業の一環（第 1 学年の初年次教育）として「STOP Campus Harassment」に基づいて詳細な説明を行い、啓蒙活動を行っている。

また、平成 30 年 5 月 16 日には外部講師を招聘し、全教職員（非常勤講師を含む。）を対象とした「ハラスメント防止研修会」を開催した（資料 I-1-8）。これは、ハラスメントの防止、排除及びそれに関する問題への対応について必要な知識を学び、学生及び教職員等の人権を擁護し、修学及び就労に際して快適な環境を醸成・維持することを目的として実施したものである。

## 2. 改善勧告について

### 【基準 5 学生の受け入れ】

『健康科学部健康スポーツ科学科において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ 1.30、1.23 と高いので、是正されたい。』

### 改善状況

入学者の受け入れ状況については、毎年、入試管理委員会や学生募集等点検・作業部会で自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価実施委員会に提出し、最終的には自己啓発委員会で検証を行っている。

本学への志願者数は、平成 22 年度の改組以降、急激に増加し、とりわけ健康科学部健康スポーツ科学科への志願者数は、改組前の平成 21 年度が入学定員に対して約 2.4 倍であったのに対して、平成 25 年度（完成年度）から平成 27 年度の 3 年間では平均で約 6.7 倍に増加した。しかし、入学定員は改組前の 120 人のままであり、継続的な定員超過状態が続いていた。

これに対して、自己啓発委員会では、「健康スポーツ科学科の入学定員増を行って適正化を図る必要がある」という指針をまとめた。そこで学長は、この件についてすでに任命してあったワーキンググループ（教学担当理事、健康科学部長、教務委員長、経営管理局长、入試・広報課長からなる）に対して具体的な改善・改革案を運営協議会に提案するように要請した。

その結果、ワーキンググループからは、健康スポーツ科学科への進学を強く希望している多くの志願者の要望に応えながら、且つ、定員超過の是正を図るために、「健康スポーツ科学科の入学定員を 120 人から 150 人に増加して実質定員化を図る」という改善・改革案が提出された。

運営協議会ではこれを原案通り承認し、学長はこれを教授会及び理事会に提案した。

教授会（平成 27 年 5 月 20 日開催）では原案通り承認（資料 I-2-1）され、理事会（平成 27 年 5 月 22 日開催）で最終的に審議・決定（資料 I-2-2）されたのち、文部科学省に対して、平成 28 年度から健康スポーツ科学科の入学定員を 120 人から 150 人にし、完成年度の収容定員を 660 人（編入学生を含む）にするという学則変更の認可申請を行った（平成 27 年 8 月 31 日付けで認可）。

その結果、平成 30 年 5 月 1 日現在における過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均（資料 I-2-3）は 1.30 から 1.19 に改善されているが、この数値には、入学定員増を行う前の平成 26 年度と 27 年度の入学生が含まれているため、次年度以降は更に改善されていく予定である。

また、収容定員に対する在籍学生数比率も入学定員増を行った平成 28 年度以降は徐々に改善されており、平成 30 年 5 月 1 日現在では 1.15 となっている（資料 I-2-4）が、この数値もまた入学定員増を行う前の平成 27 年度入学生が含まれているため、次年度以降は更に改善されていくと考える。なお、学生の受け入れについては、今後もなお改善・努力をしていく予定である。

## II. 第 2 期認証評価結果の総評（意見）への対応と本学におけるその他の改善状況

### 【基準 1 理念・目的】

#### 1. 総評（意見）への対応

① 『教育目標に基づき、学部・研究科の理念・目的を策定し、それぞれ大学学則、大学院学則に定め、ホームページで公表している。今後は、目標達成のために、より具体的な中期ビジョンを策定することが期待される。』

#### 改善状況

この意見を受け、学長は人間力開発センター長（現代教養委員長兼務）に対して、本学の教育理念である「人間力の形成」をより具現化するために、まず、全学共通科目である現代教養科目の見直しを行うように指示した。その結果、それまで「人間力形成」区分と「基礎教養」区分に配置されていた授業科目の見直しと整理・統合及び新設等を行い、特に「人間力形成」区分の授業科目の充実を図った。平成 29 年度入学生からは、この新教育課程のもとで教育が展開されている。

今後は、学修成果の検証が必要であることから、完成年度にその作業を実施する。そのため、次年度には各学科に学修成果の検証チームを設置する。その後の中期ビジョンについては、学修成果検証チームの検討結果を受けて策定することとしている。

② 『理念・目的の適切性については、教学と法人が協議する「運営協議会」や「自己啓発委員会」が中心となって検証を行うとしている。ただし、このシステムは 2013〔平成 25〕年度にスタートしたばかりであり、今後の活動に注目したい。』

#### 改善状況

平成 25 年度にスタートした検証システムは、その後以下のように展開されている。

至学館大学自己点検・評価実施委員会規程に基づき、各点検・作業部会が毎年度 9 月末までに点検・作業を行い、自己点検・評価実施委員会は毎年度 11 月末までに点検・評価報告書を作成し

て自己啓発委員会に提出して検証を行うという基本方針のもとに継続的に行っている。

また、至学館大学自己啓発委員会規程に沿って行う、外部評価委員を加えた第1回目の自己啓発委員会での検証は平成27年11月に実施した。その結果、理念・目的は社会的なニーズに合致していると高く評価された。第2回目の検証は、現在作成中の第2期認証評価以後の自己点検・評価報告書が完成次第、実施する予定である。

## 2. その他の改善状況

本学では、平成22年に改組して新しくスタートした大学の教育理念・目標及び学部・学科の教育目標とそれぞれの学位授与方針等をより広く周知・徹底するため、「教育方針」という冊子を作成した(資料Ⅱ-1-1)。この内容は、教職員・学生はもとより、入学生に配付する「教学の手引」や一般に公開するために本学ホームページにも記載している。また、この冊子は大学展等の説明会でも配付・説明を行い、関係者への周知を図っている。

その結果、本学への志願者数は、改組前の平成21年度が全学で480人であったのに対し、完成年度の平成25年度は1,465人に増加し、その後、平成26年から28年度にかけて1,323人、1,506人、1,541人とさらに増加した。なお、平成29年度と平成30年度は1,488人と1,355人でやや低下したが、平成21年度に比べると依然として3倍近い志願者数を維持している。これは、本学の教育理念と学部・学科の教育目標及びそれぞれの学位授与方針等が周知・徹底され、しかも広く受け入れられていることを表わしてしているものと思われる。

### 【基準2 教育研究組織】

#### 1. 総評(意見)への対応

意見なし

#### 2. その他の改善状況

現在の健康科学部には、健康スポーツ科学科、栄養科学科、こども健康・教育学科の3学科を設置している。また、本学には大学院健康科学研究科も併設している。各学科及び研究科では、それぞれの専門性を活かして健康教育を軸に子どもから高齢者までの幅広い人間の「健全で健康な人生を支援する指導者の養成」を目指している。

さらに、大学には「健康科学研究所」が設置されており、主に地域社会との連携を図り、本学の教育・研究成果を社会に還元することを目的にしている。健康科学研究所の業務は、健康増進開発部門、こども発育・発達部門、アスリートサポート部門の3部門で行われており、それぞれ研究成果を広く社会に還元するための公開講座、市民講座、教室等を開催・運営している。

その他、本学では教育理念・目標の達成に向けて重点的に活動するための「人間力開発センター」を設置し、センター長を選任して、主に全学共通科目である現代教養科目の教育課程編成及び教育課程以外の様々な活動を通して「人間力の形成」を支援している。このように、学部・学科と健康科学研究所及び人間力開発センターとは日常的に教育・研究の向上のために総合的、かつ有機的に連携して活動を行っている。

### 【基準3 教員・教員組織】

#### 1. 総評（意見）への対応

① 『大学院を担当する教員や研究指導を行う教員の選考に関しては、「健康科学研究科担当教員の資格・基準に関する規程」に則して行っているが、同規程では大学院担当教員に必要な具体的な教育業績や研究業績等の基準が定められていないので、内規等で明確にすることが期待される。』

#### 改善状況

自己啓発委員会及び運営協議会は、この意見を踏まえて検証した結果、大学院担当教員の資格基準等に関する規程の整備が必要であるとし、研究科長に検討を要請した。これに対して、研究科委員会ではワーキンググループを設置し、「至学館大学大学院健康科学研究科担当教員の資格・基準に関する規程」の見直しを行うとともに、新たに「至学館大学大学院健康科学研究科担当教員の資格審査に関する規程」を平成30年4月1日付けで制定し、同日より施行した（資料Ⅱ-3-1、Ⅱ-3-2）。

② 『学部長が当該学部の教員から提出される教育研究業績書を定期的に精査し、昇任候補者の推薦条件の有無を評価しているが、そのほかに教育・研究活動等について組織的な教員評価は行っていないため、今後の課題である。』

#### 改善状況

本学の「組織的な教員評価」の現状について再検証すると、研究面では、外部資金の獲得状況や文部科学省科学研究費補助金の採択状況等を、また、教育面では、日常の委員会活動や学校行事等の大学運営に対する協力状況等も併せて昇任候補者の推薦時に評価しており、これまでも単に教育・研究業績書のみでの昇任候補者の推薦は行っていない。

なお、現在の「至学館大学教員の審査における研究業績、社会的活動、課外活動、芸術・文化的活動等の評価に関する内規」の中で、社会的活動や委員会活動については評価項目や基準を見直す必要性が顕在化してきている。これらについては運営協議会で検討し、次年度中に改定案を策定することとしている。

#### 2. その他の改善状況

教員の採用人事については、適切に機能していると考えられることから、これまでと特に変更なく実施している。ただし、模擬授業後に行う教職員へのアンケート内容や学生の質問項目については、適宜用語の修正や評価観点の変更を行いながら実施している。また、認証評価時の実地視察で取り上げられた個人情報の保護に関しては、特に複数の会場を使用する場合に候補者同士が合わないよう順路を設定すること、また、候補者の名前や所属の紹介は行わず、模擬授業時間（20分）内で自己紹介を入れるか入れないかは本人に任せることとした。実際は、全員の候補者が自己紹介から始めているのが現状である。模擬授業を行うことで、候補者の授業における雰囲気や学生に対する態度、本学の教員としての適合性等が分かるため非常に有効な手段であると考えられるので、今後もこの方法で採用人事を行って行く。

#### 【基準4 教育内容・方法・成果 (1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針】

##### 1. 総評（意見）への対応

意見なし

##### 2. その他の改善状況

① 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針等についての点検・評価は、本学の「内部質保証を図るための大学運営システム」と新しく作成した「自己点検・評価のPDCA サイクル概念図及び関連規程に基づき、「自己啓発委員会」と「自己点検・評価実施委員会」及び「運営協議会」が中心となり、学部、学科の多くの教員の参加のもとに毎年度実施している。

その結果、教職員個々のこれらに対する認識もより深まってきていることから、今後も引き続き教育研究の質の改善・向上に努めていく。

② 健康科学研究科では、平成 28 年度からこれまでの講座制を廃止して履修上のモデルコースを設定した。モデルコースとしては、健康科学やスポーツ科学を中心に学ぶ健康・スポーツ科学コース、スポーツマネジメントを中心に学ぶ健康・スポーツマネジメントコース、スポーツ栄養を中心に学ぶスポーツ栄養コース、健康づくりのための栄養学を学ぶ健康・栄養コース、児童・生徒の健康や教育について学ぶこども健康・教育コースの5つである。

このモデルコースは、学生が各自の進路等により自由に履修科目を選択できるようにしており、学生からは高い評価が得られている。

#### 【基準4 教育内容・方法・成果 (2)教育課程、教育内容】

##### 1. 総評（意見）への対応

意見なし

##### 2. その他の改善状況

① 教育課程や教育内容等の適切性を検証するためには、卒業年次のみでなく全学年（第1年次から4年次）で検証する必要がある。そのため、平成 26 年度からは全学的に各学科で検討することになった。その後の各学科での取組み状況については、後述（p. 10）する通りである。

なお、教育課程や教育内容については、各学科とも毎年度見直しを行いながら、必要に応じて授業科目の新設や開講年次の変更等を行っている。

② 本学では平成 28 年度に現代教養科目の再編成を行った。これは、本学の教育理念である「人間力の形成」の具現化と知的、道徳的知識を身につけさせるための教養教育とを連動させ、「人間力総合演習：必修2単位、45時間の学外実習を含む」により、学んだ知識を実社会で試す仕組みを構築し、応用力を身につけさせるようにしたものである。

この改革は、始まったばかりであり、まだ検証に至っていないが、完成年度に向けて検証作業を実施して行く。

## 【基準4 教育内容・方法・成果 (3)教育方法】

### 1. 総評（意見）への対応

① 『健康スポーツ科学科では1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位に設定しているので、単位制度の趣旨に照らし、改善が望まれる。また、成績優秀者には4単位の追加履修が認められているが、成績優秀者の基準をより明確に定め、定期的に制度の検証を行うことが望まれる。』

### 改善状況

健康スポーツ科学科の1年間に履修登録できる単位数の上限については、前述（p.2）の通り改善した。なお、成績優秀者とは、前年度に取得した単位をもとに下記の計算式によって計算し、90%以上の成績を収めた者である。

式：(優の修得単位数×3+良の修得単位数×2+可の修得単位数×1)÷総修得単位数

※本学の評価には「合格、不合格」があるが、これは含めていない。

この式での最高点は3.0となるので、成績優秀者とは $3.0 \times 0.9 = 2.7$ 以上の者である。

この式は、第2期の認証評価を受ける前から使用していたが、評価当時は「教学の手引」に記載していなかったため、平成27年4月1日から1年間に履修登録できる単位数の上限変更と合わせて「教学の手引」に記載し、学生への周知を図った。なお、それまで4単位としていた追加登録の上限は、2科目までと修正した。この制度が適切かどうかについては、自己点検・実施委員会が毎年度行う自己点検・評価の中で、教育内容・方法等点検・作業部会が制度も含めて検証を行っているが、現在のところ特段の問題は生じていない。

② 『シラバスは、年度当初に全学年に配布するとともに、ホームページ上にも掲載して広く公表している。ただし、シラバスに沿った授業の実施を具体的に検証していないので、検証システムを構築することが必要である。』

### 改善状況

シラバスに沿った授業が実施されているかどうかを検証するシステムについては、まだ具体的な方策は確立できていないが、平成26年度以降、全教員に対してそれぞれ第1回目の授業においてシラバスを資料として授業全体の概要を受講生に対して必ず説明するように学部長が指示している。また、これまでFD活動として実施している授業参観（参観した教員と授業担当者が意見交換する）によってもある程度は各授業がシラバスに沿って行われているかどうかを教員間で相互に確認することができるが、それを具体的に検証するための仕組みについては、現在もなお教務委員会を中心に検討中である。

③ 『研究指導計画としては、学年暦にスケジュールを掲載しているが、現在、「健康科学研究科研究指導計画書（案）」及び「健康科学研究科における研究指導計画書の作成について（申し合わせ）（案）」の作成に向け、研究科委員会で審議しており、2015〔平成27〕年度から運用する予定である。今後とも、研究指導計画に基づく研究を進めていく体制の強化に期待したい。』

## 改善状況

健康科学研究科では、「健康科学研究科 研究指導計画書」及び「健康科学研究科における研究指導計画書の作成について（申し合わせ）」を平成 26 年度に完成させ、27 年度から運用しているが、現在のところ特に問題は出ていない。これらの研究指導體制とその成果についての点検・評価は、研究科委員会が中心となって、自己点検・評価実施委員会の教育内容・方法・成果等点検・作業部会で行い、最終的には自己啓発委員会で検証して必要な改善・改革を行っていくことにしている。

## 2. その他の改善状況

カリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップの作成、およびシラバス等の改善が課題であった。カリキュラム・ツリーは、各学科の履修モデルがそれに相当するので、現在、現代教養科目を含めての教育課程全体の履修モデルを作成中である。

カリキュラム・マップについては、現在、教務委員長を中心に各学科から提示されたものについて総合的に検証中である。

シラバスについては、平成 25 年度に副学長、学部長がすべての授業科目について精査し、評価方法の欄に「出席状況」や「授業態度」などの主観的な評価が記載されているものについては修正を依頼した。平成 26 年度からのシラバスは、「授業目標」、「到達目標」、「授業計画」、「履修上の注意（含予習・復習）等」、「評価の方法と評価割合」、「テキスト・参考文献」と明記させ、厳格な成績評価を目指すように改めた。

厳格な成績評価については、平成 28 年度の FD 勉強会で「厳格な成績評価のための評価方法・基準について」というテーマで、山田剛史氏（京都大学 高等教育研究開発センター 准教授）を招聘し、主に Rubric 評価についての研修会を行った。また、平成 29 年度の FD 研修会では「Portfolio」に関する研修を人間力開発センターの主催で実施した。研修に参加した教職員（含非常勤講師）からは、「それぞれの評価方法についての理解が深まった」等の高評価が得られたので、一定の効果があったものとする。

### 【基準 4 教育内容・方法・成果 (4)成果】

#### 1. 総評（意見）への対応

『学習成果を測定するための具体的な評価指標と評価基準は、現在検討中である。これまでの試みとして、平成 25 年度には、学生の自己採点型アンケートを実施し、学位授与方針の適切性の検証を行った。このアンケートでは、主に総合的な「人間力」について尋ねており、それぞれの学科の学習成果としての「専門力」を測る質問を加えており、結果の分析と活用に、一層の工夫が期待される。』

## 改善状況

ディプロマ・ポリシーの達成度をみるために、各学科ではこの間さまざまな改善を重ねてきたが、平成 30 年度は以下のような取り組みを行っている。

<健康スポーツ科学科>

専門演習・卒業研究をもとにゼミ活動と専門的な論文の作成を通じて、ゼミ教員が学生の取り組み状況等から「健康」・「スポーツ」への関心やその「管理・保全能力」を含め、「着眼力」、「コミュニケーション力」、「統合力（まとめる力）」、「分析力」、「表現力」、「実践的行動力」、「学習力」、「構造的視力」等を総合的に評価し、最終的には2つ以上のゼミが合同で発表及び質疑応答を行い、「発表力（伝達力）」、「コミュニケーション力」、「説得力」、「表現力」等を評価している。

その内容は学科会議で情報を共有し、次年度以降の教育に活かしているが、今後はこれらを整理したループブックを作成し、第4年次までの学修成果の評価を行うことにしている。

第1年次から第3年次までの学修成果については、年度初めに学生個々の卒業後の目標に向けた1年間の活動目標を立てさせ、次年度初めに振り返りを行わせて各自の達成度を評価する方向で検討中である。

#### <栄養科学科>

第1年次生から第3年次生までは「栄養科学に関する専門的知識の修得状況」や「食と健康に関わる課題についての探求心」等について確認するため、学科独自のアンケート調査を実施している。このアンケート用紙はカルテ式になっており、ゼミ担当教員が変わっても4年間を通して経時的にその達成度が見えるようになっている。

最終学年の第4年次生については、卒業間近の3月にアンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーに示している具体的な評価項目についての達成度の確認と集約を行い、最終的にはゼミ担当教員が個別に面接して総合評価を行っている。また、その結果については学科会議で情報を共有して次年度以降の教育に活かしている。

#### <こども健康・教育学科>

4年間で身につけた子どもに関する知識、指導・支援の技能、対象に応じた能力を活かして取り組んだ卒業研究における研究課題の設定や研究成果のまとめを基に、ディプロマ・ポリシーで求める能力を確認するため、最終審査を口頭試問で行っている。

卒業研究は、評価の基準としている「研究枠組み」、「研究の訴求性」、「課題の分析力」、「論文及び報告書の構成」、「研究の発表」の5つの項目を中心に、学生1人当たり約20分程度の口頭試問を行い、4年間の学修成果を評価している。

## 2. その他の改善状況

学修成果の達成度をみるための評価指標や評価基準を検討するためのFD勉強会は、前述(p.10)した通りで、新しいシステムについては、現在各学科でそれぞれの方法について検証作業を行っている。その結果を受けて次のFD勉強会を開催し、教職員からの意見を収集しながら改善・向上を図っていくことにしている。

### 【基準5 学生の受け入れ】

#### 1. 総評（意見）への対応

① 『定員管理については、健康科学部健康スポーツ科学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ高いので、是正され

たい。また、入学者選抜試験別によっては募集定員を大幅に超えて入学している学科も見受けられる。さらに、健康科学部こども健康・教育学科において編入学定員に対する編入学生数比率が低いので改善が望まれる。』

### 改善状況

健康スポーツ科学科の定員超過については、前述（p.4）したように入学定員増を行って改善した。また、こども健康・教育学科編入学生の定員割れについても、定員減を行って改善した（p.3）。

なお、募集定員を大幅に超えて合格（入学）している試験区分は推薦入試であり、しかもそれは特に指定校からの推薦である。指定校からの推薦については、毎年対象校と推薦枠及び推薦基準等についての見直しを行っており、徐々には改善されてきているが、今後さらに改善・努力していく必要がある。

② 『学生の受け入れの適切性については、「入試管理委員会」を中心に各入学者選抜試験における志願者・合格者・入学者状況等から検証・分析を行い、文部科学省から通知される「大学入学者選抜実施要項」に基づき立案し、必要に応じて教授会で審議している。しかし、学生の受け入れには課題があるので、今後とも検証プロセスが十分機能するよう努められたい。』

### 改善状況

学生の受け入れの適切性については、最終的には自己啓発委員会で検証を行っている。改善が必要な場合は運営協議会を経たのち、関連学科や教授会に図って改革を進めていくことにしている。なお、認証評価当時における定員超過状況や定員割れについては、上記①で記述したように検証し、改善に繋げている。

③ 『大学院における「学生の受け入れ」の適切性については、研究科委員会と「入試管理委員会」が連携して行っているが、最終的な責任主体があいまいであり、検証体制の構築が必要である。』

### 改善状況

学生の受け入れの適切性について検証を行う最終的な責任主体は「自己啓発委員会」であり、研究科委員会や入試管理委員会は点検・評価の実施主体である。また、研究科委員会と入試管理委員会の連携については、特に入試管理委員会の下部組織である募集専門部会が大学院への進学に関する募集活動を行っており、それによって得られた情報が研究科委員会に報告され、研究科委員会において募集や選抜試験の方法・効果等についての点検・評価が行われている。

## 2. その他の改善状況

オープンキャンパスでは、来場者を書いてもらう個票を工夫し、都道府県別、学校別、学年・学科別来場者数等の調査・分析を行うとともに、入試対策講座を実施する等、プログラムの見直しを行った。

校内ガイダンスでは、参加依頼校数を平成27年度は33校、平成28年度は66校、平成29年

度は 67 校と増やした結果、オープンキャンパスへの参加者数や志願者数の増加に繋がったと思われる。

ホームページでは、受験生サイト (<http://navi.sgk-u.net>) において、「学びのコラボレーション」の掲載や各学科の専門分野の豆知識を月 1 回程度連載する等、高校生の目線にたった最新情報を掲載し、平成 29 年度は全体的なデザインをリニューアル等の改善を行った。また、より多くの PR 材料を情報発信するため、就職・進路実績データの掲載、クラブインタビューを 2 か月に 1 回のペースで掲載した。

入学試験については、推薦入試の入学者割合を下げるため、特に推薦入試（指定校・併設校選抜）の対象校、成績基準と人数枠の見直しを継続的に実施した。その結果、平成 27 年度は 76.45%、平成 28 年度は 72.53%、平成 29 年度は 76.49%、平成 30 年度は 72.61%となったがさらに改善・努力する必要がある。

問題作成における検証体制の強化については、教科毎にチームを編成してチェックすることに加え、外部委託のチェックも実施した。その結果、精度はかなり向上したと考えられる。

入学者選抜方法ごとの結果公表は、平成 28 年度から実施しており、入試ガイドとホームページの受験生サイトに、各入試区分の志願者数、受験者数、合格者数、受験者平均点、合格者最低点、志願者男女比、出身地方別出願・合格状況等について掲載し、公表している。

平成 26 年度からセンター利用入試では 3 教科型を採用し、平成 29 年度には推薦入試（公募制一般選抜 I 期）に科目試験を導入するなど、受験機会を増やす対策を行ったところ、志願者は若干増加している。

## 【基準 6 学生支援】

### 1. 総評（意見）への対応

『ハラスメントについては、セクシュアル・ハラスメント対策に関する規程や相談体制を整備しているが、それ以外のハラスメントの防止に関する方策は、現段階で規程の制定および対応体制を整備していないので、改善が望まれる。』

### 改善状況

各種ハラスメントに対する規程整備等の体制整備については、前述（p.3）の通り改善した。

### 2. その他の改善状況

① 各種の奨学金制度については、以下のような改善を行った（資料Ⅱ-6-1）。

a. 「至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（給付型）規程」を平成 26 年 4 月 1 日付けで一部改正を行った。その主な要点は以下の通りである。

- ・経済的困窮をより客観的な指標で判断が可能となった。
- ・対象は、新入学生のみでなく、在生まで拡充した。
- ・成績基準を席次としたことにより共通尺度で選別できるようにした。

b. 「至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（貸与型）規程及び施行細則」を平成 27

年4月1日付けで一部改正を行った（資料Ⅱ-6-2）。その主な要点は以下の通りである。

- ・申請資格について、学業成績に関する曖昧な表現を削除し、卒業が見込まれ修学意欲が旺盛であることを条件とすることで、修学の支援が本来の目的であることを明確にした。
- ・学園内の設置校に進学する学習意欲のある学生に返還の猶予期間を設けた。
- ・申請書類や返還誓約書の取り扱いに関する実態等の不整合を改めたことで、貸与型の奨学金が、卒業のための一時的な支援であり、返済後には次世代の支援金となるよう、その定めを厳格化した。

c. 「至学館大学・至学館大学短期大学部教育ローン利子補給奨学金（給付型）規程」を平成29年4月1日付けで制定・施行した（資料Ⅱ-6-3）。これにより、教育ローンの利子のうち、当該年度の利子の全部又は一部の給付が可能となった。

d. 「至学館大学・至学館大学短期大学部 夢・チャレンジ奨励金規程」を平成29年4月1日付けで制定・施行した（資料Ⅱ-6-4）。これにより、将来に向けて目標を明確にもち、その夢の実現をめざしてチャレンジしようとする学生及びその団体に給付が可能となった。

e. 「至学館大学・至学館大学短期大学部奨学特待生規程」を平成30年4月1日付けで一部改正を行った（資料Ⅱ-6-5）。その主な要点は以下の通りである。

- ・学業奨学特待生を明確な基準に基づく審査が行えるように改めた。
- ・スポーツ奨学特待生は、団体競技でも個人の競技力を認定するための基準を例示することで申請しやすくなるように改めた。

② 本学の卒業生は例年就職率が高く、しかも、その多くはそれぞれの学科の専門を活かして、主に教育関係（幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭、保育士）、スポーツインストラクター、病院・老人福祉施設等の栄養士・管理栄養士として就職している。しかし、これらの分野以外にも学びを生かせる場は多種多様であることから、学生に対して公務員や一般企業におけるインターンシップやボランティア活動等の情報を、閲覧コーナー、学内企業セミナー（業界研究）、就職ガイダンス、個別面談等を通じて積極的に提供しており、学生の職業選択の幅も高まり、様々な分野への就職実績も増えつつある。

③ 本学では、求人情報検索システム「求人NAVI」を平成25年12月1日より導入した。学生は、インターネット環境のある場所であれば学内外どこにいても本学に届いた求人情報やガイダンス情報をリアルタイムで閲覧が可能となり、学生やゼミ教員の利便性は向上した。

④ 本学では、平成25年度に教職を志す学生をサポートする拠点としての「教職支援室」を新設し、専任職員1名を配置した。その結果、現役合格者数が平成25年度4名、平成26年度2名、平成27年度10名、平成28年度3名、平成29年度9名となり、年度によって若干変動はあるが徐々に効果を上げている。

⑤ 平成 16 年度から実施して来ているアスリートサポート事業は学生アスリートの健康・体調管理支援、心理的支援、栄養サポート、体力測定と体力づくり支援、トレーニング支援、リハビリテーション支援、技術分析支援等を行って、学生アスリートのパフォーマンス向上に資することを目的として活動している。平成 29 年度は、三次元動作解析システムの導入や栄養サポート部門の活動拠点を整備するとともに、アスリート・サポートセンター（9000 号館 1 階と 4 階）を設置して、学生アスリートの支援体制を強化した。

⑥ 本学の女子レスリング部は、2004 年のアテネオリンピックからリオデジャネイロオリンピックまでの 4 大会で金メダリストを輩出して来た。本学ではこれを支援するために 2018 年度にレスリング寮を新設した。各部屋には身体組成計（体脂肪率と体重）、血圧計、体温計を設置し、毎日のコンディショニングを確認できるようにしている。食事は専任の職員が管理栄養士資格を有するスポーツ栄養士の指導のもとで調理し、かつ、選手自身がメニューから自分の体調等を考えて何をどの程度食べるかを考えさせている。また、最近では高校生や諸外国のレスリング選手を受け入れ、本学学生との交流を図っている。

## 【基準 7 教育研究等環境】

### 1. 総評（意見）への対応

① 『図書の蔵書数や閲覧室の座席数、開館時間等についても、学生の学修に配慮して整備しているが、利用者が少ない点について対策が必要である。』

#### 改善状況

図書館の利用人数が年々減少している問題については、「図書館 NEWS」（資料Ⅱ-7-1）の作成、図書館スタッフの推薦図書や貸出ランキングの紹介などのほか、平成 28 年度からは本学 HP にも掲載して学生に対する積極的な情報提供を行っている。一方、それぞれの授業においても図書館の資料を積極的に利用してレポートを書くように指導する等、教員とも協働して貸出冊数の増加に努めている。また、平成 27 年度からは東京オリンピックに向けた各競技のルールや歴史を集めた「オリンピックコーナー」の新設や日本語の書籍と英訳された書籍、または英語の書籍と和訳された書籍をペアにして配架した「英語力サプリ」コーナーを新設し、学生の関心を引くための取り組みも行っている。

以上のような対策を今後もできる限り講じて、図書館及び図書の利用を推進して行くことにしている。

② 『教員の研究専念時間について、授業担当時間数の調整や研修日の設定等、研究機会保障への努力をしているが、さらなる工夫が望まれる。』

#### 改善状況

本学は、教育重視の大学であり、教員は授業や学生の研究指導に多くの時間を費やしている。大学として研究専念時間を別に設けることはしていないが、授業や学生の研究指導以外の時間や

研修日については、特に制約を設けず自由に研究できる環境にある。

また、各種委員会への出席は、小さな大学であるにも関わらず一般的な大学並みに委員会数があるため一人が幾つかの委員会を掛け持ちせざるを得ない状況があり、これも研究専念時間の確保の障害になっている。平成 28 年度は教員の委員会負担をできるだけ軽減するためにいくつかの委員会を整理統合して縮小し、研究専念時間の確保を図った。

③ 『「防止計画推進委員会」を設置し、研究活動の不正行為の防止に関する規程を整備しており、今後は、研究活動全般にわたる倫理規程等についても検討する予定である。』としていた。

## 改善状況

倫理規程が未整備であったことを受けて、研究に携わる者全てが遵守すべき規範としての「研究倫理指針」を平成 27 年 4 月 1 日付けで制定・施行した（資料Ⅱ-7-2）。

なお、平成 28 年 2 月には全研究者を対象とした研究倫理教育研修会を実施し、捏造、改ざん、論文の盗用といった研究不正の防止並びにオーサーシップ違反等のない責任ある研究活動を行うように周知を図った。また、同年 3 月にも全研究者を対象として研究費の適正な使用についての説明を行い、預け金、プール金、書類の書換えといった研究費不正が発生しないよう研修会を実施した。研究倫理に関連する研修は、その後も内容は変わるが毎年度実施している。

## 2. その他の改善状況

① 教育研究環境の整備については、毎年継続的に各学科からの施設設備に対する整備・改善要望を教務委員会で集約し、さらに全学的な整備・改善計画を加味し、運営協議会にて重要度、緊急性、補助金の活用などの検討を踏まえて、事業実施の可否、優先順位付けを行い順次実施をしている。補助金の申請状況は以下のとおりである。

(補助金の申請状況)

年度	区分	事業名称	採択の可否	交付額 (円)
H21	研究設備	運動負荷エネルギー代謝測定システム	採択	6,007,000
H22	教育基盤設備	ピアノ実習教室等整備	採択	2,021,000
H24	研究設備	筋機能解析運動装置	採択	9,520,000
H25	研究設備	ボックス型蛍光撮像装置	採択	4,560,000
H29	ブランディング事業		不採択	
H29	研究設備 (ブランディング事業分)		不採択	
H30	研究設備	筋電図計測システム	不採択	

平成 29 年度と 30 年度は、女子アスリート育成事業をブランディング事業として位置付けて申請したが残念ながら不採択であった。しかし、同事業は平成 29 年度に開設したアスリート・サポートセンターを中心に、引き続きその推進を図っている。

② 図書館運営においては、図書資料等の年々の増加に対して、一方で計画的な除籍を進めてきたことにより一定の整理ができています。平成 26 年度より各学科で電子ジャーナルの整備について検討し、その意見を附属図書館委員会で精査している。その結果として平成 26 年度では、洋雑誌 23 誌を電子ジャーナルで購読できるようにした。その後も毎年度、各学科で購読の可否について

検討し、附属図書館委員会で精査した上で購読雑誌を決定している。今後も費用対効果の高い電子ジャーナルが利用できるように継続して取り組んでいきたい。

③ 学生寮については、「学生寮規程」を全面的に改正し、入寮資格の見直し（原則1年次生のみとした制約を解除）や寮費等について分納・延納の手続きを新設し、入寮者数の増加に向けた対策を行った。また、平成28年度に空調設備の入替を行い、同時に電源設備の増設・改修等、施設・設備の充実を図った。

④ 平成29年度に受診した国際大学協会（IAU）による国際化戦略アドバイザーサービス（ISAS）において、IAUの国際化認証を受けてラーニングバッジが平成30年11月に授与されることとなった。今後は、ISASプログラム（国際化推進計画書）の実現に向けて国際化の推進を図って行くことにしている。

⑤ 教育活動等を支援するための環境整備事業としては、平成24年度に栄養科学科の臨地実習の事前・事後指導のための部屋を整備し、また、研究棟には教員が学生指導する時に利用できる談話室を設けた。こうした施設の充実により、これまで以上に教育活動が行いやすくなっている。

⑥ 「学校保健安全法」では、大学の教育活動が安全な環境で実施され、学生及び教職員の安全の確保が図られるように安全管理に関し必要な事項が定められている。そこで、本学では平成30年度に「学校安全計画」を策定して学生及び教職員の安全を守るための取り組みを行っている（資料Ⅱ-7-3）。今後もその内容や手段、学校内の取り組み体制が適切であったか等、定期的に取り組み状況を振り返り、毎年度、見直しを行うこととしている。

⑦ 平成29年度に開設したアスリート・サポートセンターの整備については、平成30年度にワイヤレス筋電図計測システムの導入も予定しており、引き続き研究体制の充実を図っていく。

⑧ 非構造部材の耐震改修については、平成27年度にSSC（屋内体育施設）と第三アリーナを、平成29年度には第二体育館の工事を実施した。平成30年度以降も、SSC武道場、第3アリーナの工事を順次行っていく予定である。なお、これらについては、耐震化と共にLED照明を導入し、機能向上、省エネ化も図っていく。

⑨ 一部教員の担当授業時間が過重となっていることについては、各学科の状況を踏まえながら副学長や学部長・学科長が協議し、教員間の授業担当の調整や非常勤講師の採用などを毎年度検討している。

## 【基準8 社会連携・社会貢献】

### 1. 総評（意見）への対応

『社会連携・社会貢献の基本方針として、「地域に根ざし、市民から信頼される大学を目指して、教育・研究や地域貢献活動を推進し、地域社会との連携・協力を図る」ことを掲げている。また、産学官との連携にあたっては、「国、各地方団体、学校、地域の研究機関、民間企業、NPO や市民団体と共同して多様な社会活動を行い、産学官の連携を推進する」ことを基本としている。しかし、理念である「人間力の形成」との関連については触れていない。また、この基本方針についての教職員での共有は不十分である。』

### 改善状況

第2期認証評価時に提出した自己点検報告書に記載した基本方針には、教育理念との関連に触れていなかった。そこで、本学における「社会連携・社会貢献に関する基本方針」を以下のとおり改善した。

＜本学では、教育理念「人間力の形成」の下、「地域に根ざした、市民から信頼される大学を目指して、教育・研究や地域貢献活動を推進し、地域社会との連携・協力を図る」ことを基本方針としています。また、産学官等との連携にあたっては、「国、各地方自治体、学校、地域の研究機関、民間企業、NPO や市民団体と共同して多様な社会活動を行い、産学官民等の連携を推進すること」を基本方針としています。＞

具体的な例としては、平成28年度から現代教養科目として開設した「人間力総合演習（含インターンシップ）」の必修化である。この科目は、専任教員全員が担当して、それぞれが関連する専門分野や企業等における活動を学生に紹介し、学生は自らの興味や進路に合った活動への参加、体験・実習等が行えるようにしている。

### 2. その他の改善状況

本学は、大府市との包括協定の他、刈谷市〔平成26年度〕・知多市〔平成27年度〕・中津川市〔平成27年度〕・愛知県〔平成27年度〕・名古屋市教育委員会〔平成28年度〕と連携協定を結んで各種の事業・イベント等を実施している。その一部を紹介すると以下のようなものが上げられる。

- a. 大府市の「機能連携広域経営推進調査事業に係るウォーキングロードの整備に伴うスタンプラリーアプリの実証実験及びアンケート調査」（平成27年度）
- b. 大府市商工会議所の「ウェルネスバレーフェスタ実行委員会へ教員派遣」（平成27年度）
- c. 大府市商工会議所主催の「健康ちよい旅 in おおぶ：バスツアーへの協力」（平成28年度）
- d. 大府市の「期日前投票所」の開設（平成28年度から）
- e. 大府市の「ウェルネスバレー協議会・実行委員会」への委員派遣（毎年度）
- f. 大府市の「おおぶ元気創造大学」の運営（毎年度）
- g. 刈谷市の「かりやヘルスアップ大学」の運営、「高齢者教室」、「市民講座（暮らしのセミナー）」への講師派遣（毎年度）
- h. 知多市の「知多市子どもの体力向上実践事業」への講師派遣・イベント協力（毎年度）

- i. 名古屋市の教員育成指標等に係るあり方懇談会への教員派遣（平成 29 年度）
- j. 愛知県の「2020 年東京オリンピック・パラリンピックあいち選手強化事業～次世代につながるスポーツ人材育成事業」への協力（毎年度）
- k. 中津川市の「蛭川地区における聞き書き活動」及び「スポーツ文化交流会」の実施（平成 28 年度）
- l. 「次世代へつなぐ東海体育・スポーツセミナー：本学、中京大学、東海学園大学共同事業」の実施（平成 28 年度から）
- m. 愛知県の「あいちスポーツコミッション」に入会（平成 29 年 1 月 27 日）
  - また、JR 東海株式会社主催の「JR さわやかウォーキング」（平成 28 年 10 月 29 日）や南医療生活協同組合「地域包括ケアフォーラムテーマ別実践交流会」（平成 28 年 7 月）へも協力した。
  - さらに、産学連携については、特に栄養指導の分野で以下のような企業と業務委託契約を結んで活動している。
- a. アローズジャパン株式会社（スポーツ・運動分野における管理栄養士教育及び栄養に関する事業への協力、技術連携）
- b. 株式会社ライヴスープ（フードコーチサービス会員に対する食事・栄養指導）
- c. 本田技研工業株式会社（ラグビー部への栄養・食事指導）
- d. エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（ラグビー部の栄養サポート）
- e. 一般社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
「2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた連携協定」
- f. 愛協産業株式会社（陸上競技部に対する栄養サポート）
- g. フジ産業株式会社（陸上競技部に対する栄養サポート）
- h. 株式会社 arevolve（スポーツ・運動分野における管理栄養士教育）
- i. 株式会社リエイ（スポーツ・運動分野における管理栄養士教育）
- j. 東海興業株式会社（バドミントン部の栄養サポート）

以上のように、大府市、刈谷市、知多市、名古屋市、中津川市、愛知県との連携を継続しつつ、他の関連事業や一般企業及び行政機関との積極的な連携を図っている。

## 【基準 9 管理運営・財務 (1)管理運営】

### 1. 総評（意見）への対応

① 『管理運営にあたっては、建学の理念「人間力の涵養」に基づき、中・長期的視点から「学生の修学活動とそのための教育環境の整備を優先して行う」、「財政基盤を確立し、安定した経営体質に改善を図る」、「組織運営について意思決定プロセスの透明化と迅速化を図る」の 3 つの経営方針を定めている。しかし、大学の理念・目的に沿った具体的な大学運営の中長期ビジョンを明確に公開しておらず、全教職員に経営方針を共有するためにも公開することが期待される。』

## 改善状況

事業計画を策定するに当たっては、毎年単年度の計画に留まらず、中期的な学園の方針（学園の中期ビジョン）を盛り込んで理事会で審議したのち、ホームページ上での公表も行って周知を図っている。また、経営管理局では、事業計画に基づいた局の組織目標（経営管理局の中期ビジョン）を設定し、さらに各課・室においては、部門単位での業務目標（各課・室の中期ビジョン）を策定している。

② 『予算配分や執行プロセスの明確性・透明性を確保しているが、その適切性についての検証システムを確立することが今後の課題である。また、予算決定後、予算執行時の適切性の検証プロセスについても確立することが望まれる。』

## 改善状況

予算配分や執行プロセスについては、明確な手続き（書類・決裁等の仕組み）のもとに、透明性（所属部署の長・経営管理局の役職・学長による決裁後、会計監査委員による監査の実施）を確保しつつ執行されている。

## 2. その他の改善状況

法人組織と教学組織の一体的・機動的な運営を行う組織として、本学では運営協議会を設置して、各組織の機能分担と連携協力を図りつつ合理的で責任ある体制の遂行に務めている。運営協議会は、この間大学における収容定員変更〔平成 27 年 4 月〕に対する迅速な意思決定や短期間での申請業務の推進をはじめ、従前は検討に時間を要した全学的な補助金制度の活用・申請に関する取り組み、大学・短大をあげての研究テーマ・方針の決定などにも大きな機能を果たしている。

法人組織は、この運営協議会の審議結果をもとに、学生の修学活動・教育環境の整備を行い、財政基盤の確立と安定した経営体質の改善について検討を行っている。教学組織は、特に各種委員会における重要事項について運営協議会に諮り、方針を決めて迅速に問題解決につなげている。また、運営協議会は教育・研究の質的向上を目指した改善・改革を各種委員会等に伝え、改善案の作成に繋げている。

### 【基準 9 管理運営・財務 (2)財務】

#### 1. 総評（意見）への対応

① 『これまで「要積立額に対する金融資産の充足率」は低下傾向にあり、翌年度繰越消費支出超過額も増加してきたが、2013〔平成 25〕年度においては一定の改善がみられたことから今後も継続して改善が図られることを期待する。』

## 改善状況

翌年度繰越消費支出超過額（会計基準変更により平成 27 年度より翌年度繰越収支差額）は約 42 億 7,759 万円〔平成 25 年度〕から約 40 億 6,098 万円〔平成 29 年度〕となり、継続して改善が図られている。

② 『学園の財政は、「学校法人至学館中長期施設・設備計画方針」、各設置校の主要建物改築を目的とした「設置校別資金確保計画」、キャンパスごとの「中長期施設・設備整備事業計画」に基づいて、収支の適正化に努めている（『点検・評価報告書』p.91）。今後は、将来に向けて財政基盤を安定させるため、前述の計画を裏づける資金計画を立案するとともに、金融資産のさらなる確保に努められたい。』

## 改善状況

設置校別資金確保計画に基づいて資金が確保できていることが明確に判るように、平成 29 年度より各設置校の主要建物改築を目的とした特定資産と退職給与引当特定資産を確保している。

また、平成 25 年度以降は収支が改善されており、今後の資金確保計画についても見直しを行う。

## 2. その他の改善状況

帰属収支差額比率(事業活動収支差額比率)は、平成 24 年度以前は 1.0%以下であったが平成 29 年度には 7.3%となっている。

また、大学の消費収支差額(当年度収支差額)の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

### 大学の当年度収支差額の推移

(単位：円)

消費収支差額 (当年度収支差額)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大 学	41,947,175	22,270,806	17,464,517	△36,797,111	93,890,632

学納金以外の収入確保については、平成 26 年度よりスポーツ栄養サポート事業を開始しており、また、補助金については、現在、私大改革総合支援事業の補助対象校となるべく取り組みを行っている。

本学では、研究活動上の不正行為の防止等を目的に内部監査室を設け、内部監査実施細則を整備している。この内部監査実施細則に基づき、毎年、監査計画を立案し定期監査を実施している。監査結果において問題点があれば、被監査職員に通知し改善措置を講ずるとともに、統括管理者を経由して学長に報告を行っている。また、計画的な監査の推進と併せて監査執行体制のさらなる改善への取り組みに関しては、現状では科研費等外部資金を中心に内部監査を行っているが、今後は、監査対象範囲を拡大するとともに監査体制についても随時見直しながら改善・向上に繋がっていきたいと考える。

なお、次年度以降は以下のような取組を行っていく予定である。

- a. 今後の収支及び中長期計画に基づいた資金確保計画の見直し
- b. 翌年度繰越収支差額の改善
- c. 教育研究費比率の向上
- d. 外部資金の積極的獲得
- e. 予算配分等の見直し
- f. 消費税増税等に伴う経費増に対応するための学納金の見直し

## 【基準10 内部質保証】

### 1. 総評（意見）への対応

『自己点検・評価にかかわる主要な委員会において、教学案件の企画、立案、実施主体となる学長、副学長をはじめとする大学執行部、経営管理局長をはじめとする事務管理職が構成員となっており、客観性、妥当性を高める運用方法を検討する必要がある。』

### 改善事項

本学は、1学部3学科、1研究科の極めて小規模な大学であるため、多くの委員会において構成員（教職員）が重複せざるを得ないのが実情である。その中でできるだけ客観性、妥当性を高めるために、①点検・評価を行う「自己点検・評価実施委員会」は副学長を委員長として主に学科長や各種委員会の委員長等によって構成されているが、自己点検・評価についての基本的な方針の策定や報告書の検証を行う「自己啓発委員会」は学長を委員長として教学担当理事や副学長（重複）、研究科長（重複）及び経営管理局長（重複）等で構成されている、②報告書の検証を行う場合、委員全員が全ての基準項目について意見を述べるようにしている、③およそ2年毎に外部有識者を含めた自己啓発委員会を開催してより客観的な意見を採受する、等の配慮を行っている。

### 2. その他の改善状況

① 本学では、内部質保証を図るための基本的な方針について、平成30年5月1日付けで新たに明文化した（資料Ⅱ-10-1）。

② 本学における自己点検・評価は、先に構築した「内部質保証を図るための大学運営システム」に基づいて行っているが、日常的な点検・評価活動を全教職員に徹底するために、新たに「至学館大学における自己点検・評価のPDCAサイクル概念図」を作成して周知を図っている（資料Ⅱ-10-2）。

## <資料>

- 資料 I-1-1 至学館大学教授会議事要録（抜粋）〔2015（平成 27）年 5 月 20 日開催〕
- 資料 I-1-2 理事会議事録（抜粋）〔2015（平成 27）年 5 月 22 日開催〕
- 資料 I-1-3 健康科学部こども健康・教育学科の編入学定員に対する編入学生数比率の推移
- 資料 I-1-4 学校法人至学館 ハラスメント防止等に関する規程
- 資料 I-1-5 学校法人至学館 就業規則（一部改正）
- 資料 I-1-6 学校法人至学館ハラスメントの防止等に関するガイドライン
- 資料 I-1-7 STOP Campus Harassment（学生配付用リーフレット）
- 資料 I-1-8 「ハラスメント防止研修会」開催通知
- 資料 I-2-1 至学館大学教授会議事要録（抜粋）〔2015（平成 27）年 5 月 20 日開催〕
- 資料 I-2-2 理事会議事録（抜粋）〔2015（平成 27）年 5 月 22 日開催〕
- 資料 I-2-3 健康科学部健康スポーツ科学科の過去 5 年間における志願者、受験者、合格者、入学者数及び入学定員に対する入学者数比率の推移
- 資料 I-2-4 健康科学部健康スポーツ科学科の過去 5 年間における在籍学生数と収容定員に対する在籍学生数比率の推移
- 資料 II-1-1 教育方針
- 資料 II-3-1 至学館大学大学院健康科学研究科担当教員の資格・基準に関する規程
- 資料 II-3-2 至学館大学大学院健康科学研究科担当教員の資格審査に関する規程
- 資料 II-6-1 至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（給付型）規程
- 資料 II-6-2 ・至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（貸与型）規程  
・至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（貸与型）規程施行細則
- 資料 II-6-3 至学館大学・至学館大学短期大学部教育ローン利子補給奨学金（給付型）規程
- 資料 II-6-4 至学館大学・至学館大学短期大学部 夢・チャレンジ奨励金規程
- 資料 II-6-5 至学館大学・至学館大学短期大学部奨学特待生規程
- 資料 II-7-1 図書館 NEWS
- 資料 II-7-2 至学館大学及び至学館大学短期大学部 研究倫理指針
- 資料 II-7-3 2019 年度 至学館大学大学院・至学館大学・至学館大学短期大学部学校安全計画
- 資料 II-10-1 至学館大学の内部質保証に関する方針
- 資料 II-10-2 ・至学館大学の内部質保証を図るための大学運営システム  
・至学館大学における自己点検・評価の PDCA サイクル概念図